

公安委員会 説明資料No. 1	著作権法違反事件被疑者の検挙 について（京都府警察）	平成27年11月26日 情報技術犯罪対策課
--------------------	-------------------------------	--------------------------

## 1 事案の概要

京都府警察は、本年11月18日までに、著作権者（作者）及び出版権者（出版社）の許諾を受けずに、発売前の週刊漫画雑誌の紙面をデジタル化した上で海外サイトに蔵置してインターネット利用者に無料公開していた中国人5名を含む被疑者6名を著作権法違反で逮捕したものの。

## 2 被疑者

住居 埼玉県八潮市

会社員（雑誌配送業） 男（日本人・69歳） 外 中国人5名

## 3 罪名及び罰条

著作権法違反

同法第119条第1項（10年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科）

同法第21条（複製権）

同法第23条第1項（公衆送信権）

同法第80条第1項第2号（出版権）

刑法第60条（共犯）

} . . . 作者の権利

. . . 出版社の権利

## 4 捜査の経過

本年1月、サイバーパトロールにより、発売前の週刊漫画雑誌が海外サイトに無料公開されているのを発見し、所要の捜査により、雑誌の流出に関与する配送業者の日本人、雑誌を受け取る中国人、複製・公衆送信に関わる中国人を特定し、本年11月12日に2名（中国人）、翌13日に2名（日本人1名、中国人1名）、同月18日に2名（中国人）を著作権法違反で逮捕したものの。

## 5 デジタル化された画像データの掲載状況

本件画像データは、直ちに外国語に翻訳され、トルコ及びカナダに開設されたウェブサイト国内発売前に掲載されており、両ウェブサイトは、それぞれ約4,000タイトル、約200タイトルの同種データを掲載。

## 6 参考

本件は、本年1月1日施行の改正著作権法により新設された電子出版権侵害の初検挙事例。

## 1 開催目的

- (1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議(以下「代表者会議」という。)  
東アジア各国・地域等から組織犯罪対策を担当する幹部等を招へいし、国際組織犯罪に関する情報を交換するとともに、関係治安機関の連携を強化することを目的とする。(12回目)
- (2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー(以下「セミナー」という。)  
東アジア各国・地域の国際捜査部門の連絡窓口であるコンタクトポイントオフィサーの相互理解を深め、連携を強化することを目的とする。(5回目)

## 2 開催日・場所

- (1) 代表者会議・セミナー(場所:三田共用会議所)  
12月1日(火)、2日(水)
- (2) 視察(場所:東京入国管理局羽田空港支局等)  
12月3日(木)

## 3 議題

- (1) 代表者会議  
警察庁及び参加国・地域等から以下の議題について発表
  - ① 日本の組織犯罪対策の現状と課題
  - ② 犯罪組織の動向
  - ③ 国際的詐欺等の資金獲得犯罪
  - ④ 覚醒剤を始めとする薬物密輸対策
  - ⑤ サイバー空間における組織犯罪
- (2) セミナー  
セミナー参加者による意見交換を通じて、連携の強化を図る。

## 4 参加予定国

- (1) 代表者会議(12か国、2地域及び1国際機関)  
ブルネイ、カンボジア、中国、香港、マカオ、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、インターポール  
(その他、在京各国大使館等からオブザーバーが参加予定)
- (2) セミナー(12か国、2地域)  
上記(1)のうち、インターポールを除く国・地域

## 5 警察庁参加者

長官、組織犯罪対策部長、組織犯罪対策部各課長等

## 1 訴訟の概要等

### (1) 当事者

原告 五代目工藤會

被告 山口県

### (2) 請求の主な内容

山口県公安委員会が五代目工藤會に対して行った特定危険指定暴力団等として指定する処分の無効確認及び取消し並びに同処分の期限を延長する処分の取消しを求める。

### (3) 請求の原因（概要）

- 暴力団対策法の目的及び各条項は、憲法第14条（法の下での平等）、第21条（集会・結社・表現の自由）等に違反する。
- 特定危険指定処分及び同処分の延長処分は、暴力団対策法において定められた要件を満たさず、違法である。

## 2 判決

### (1) 判決日等

平成27年11月25日（水）午後3時00分 山口地方裁判所

### (2) 判決主文（被告山口県の勝訴）

- 本件訴えのうち、山口県公安委員会が平成24年12月27日付けで原告に対してした原告を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律30条の8第1項の特定危険指定暴力団等として指定する処分が無効であることの確認を求める訴えを却下する。
- 本件訴えのうち、山口県公安委員会が平成25年12月25日付けで原告に対してした暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律30条の8第2項に基づく特定危険指定暴力団等の指定の期限を延長する処分の取消しを求める訴えを却下する。
- 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

## 3 参考

本年7月15日（水）、福岡県を被告とする同様の訴訟について、原告の請求を全て却下又は棄却する判決が言い渡され、控訴期限である同月29日（水）の経過により確定している。

福岡県警察は、11月24日・同25日、平成24年8月14日に発生した放火事件で、指定暴力団五代目工藤會理事長等11名を検挙した。

## 1 被疑者

(1) 指定暴力団五代目工藤會理事長 (43歳)

(2) 指定暴力団五代目工藤會傘下組織組員 (50歳)

※ 上記2名のほか、工藤會傘下組織組員等9名を検挙

## 2 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、

第1 平成24年8月14日早朝、北九州市小倉北区所在の3名が現に住居に使用し、かつ3階に入店していた飲食店内に店長らが現在していた6階建てビルを放火して焼損しようとして企て、同ビルのエレベーター内に放火し、同エレベーターを焼損させ

第2 上記日時ころ、北九州市小倉北区所在の現に人が住居に使用せず、かつ現に人がいない6階建てビルに放火して焼損しようとして企て、同ビルのエレベーター内に放火し、同エレベーターを焼損させ

たものである。

## 3 今後の方針

福岡県警察においては、引き続き関係者の保護対策及び関係個所の警戒を徹底しつつ、未解決凶悪事件の捜査を推進する方針。

公安委員会 説明資料No. <b>5</b>	「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(案)について	平成27年11月26日 警 備 課
---------------------------	--	----------------------

### 1 趣旨

本年6月3日に公布された、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第13条に基づき、同大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針を定めるもの。

### 2 概要（警察関係の主な施策）

#### (1) セキュリティの万全と安全安心の確保

既に関係府省庁連絡会議の下に開催されているセキュリティ幹事会、大会の安全に関する情報を集約するために平成29年7月を目途に設置されるセキュリティ情報センター等を活用し、関係機関が連携して以下の対策を実施

##### ア テロ対策

- 情報収集・分析、水際対策
- 競技会場等の警戒警備
- テロ対処能力の強化
- 官民連携 等

##### イ サイバーセキュリティ対策

- サイバーセキュリティ戦略の着実な実施
- ◎ オリンピック・パラリンピックCSIRTとの連携 等

##### ウ 防災・減災対策

首都直下地震等各種災害発生時の観客の避難誘導方法等の検討推進

#### (2) アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入のための対策

##### ア 道路・交通インフラの整備

アスリート、観客等や貨物等の円滑な輸送のため、道路・交通インフラの整備等を推進（オリンピック・パラリンピックレーンの設置に向けて、関係機関が連携して検討）

##### イ 交通総量抑制対策

競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進

### 3 今後の予定

本年11月27日（金）、「第2回東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」（本部長：内閣総理大臣）における審議を経て、同日閣議決定予定

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. <b>6</b></p>	<p>靖国神社における爆発 容疑事案の発生について</p>	<p>平成27年11月26日</p> <p>公安課 警備課</p>
<p>1 発生日時 平成27年11月23日（月）午前9時58分頃 ※ 認知日時 同日午前10時00分頃</p> <p>2 発生場所 東京都千代田区九段北3丁目1番1号 靖国神社南門付近の男子トイレ内</p> <p>3 認知経緯 同日午前10時00分頃、靖国神社職員からの「靖国神社南門の便所内で爆発音がした。煙が出ている」等の110番通報による。</p> <p>4 被害状況 ・ 人的被害なし ・ 物的被害捜査中 (トイレの天井に直径15センチメートルの穴が1か所あるものの、穴がある経緯については捜査中)</p> <p>5 警備措置 各都道府県警察に対し、全国の重要施設等に対する警戒警備等の徹底を指示</p>		

警視庁は、平成27年11月25日、外国為替及び外国貿易法違反（ライフルス  
コップの無許可輸出）事件により、在日インドネシア人2名を通常逮捕した。

## 1 事件概要等

被疑者らは共謀の上、平成27年9月9日、経済産業大臣の許可を受け  
ないで銃砲の付属品であるライフルスコップ1個をインドネシア共和国  
に向けて輸出したものである。

## 2 被疑者

(1) 国籍 インドネシア共和国

住所 千葉県千葉市

氏名

男性 40歳

(2) 国籍 インドネシア共和国

住所 東京都葛飾区

氏名

男性 31歳

## 3 罪名及び罰条

(1) 外国為替及び外国貿易法第48条第1項（輸出の許可等）

同 法 第69条の6第1項第2号（罰則）

(2) 輸出貿易管理令第1条第1項（輸出の許可）、同別表1の1の項(1)  
（銃砲の付属品）

(3) 刑法第60条（共同正犯）

## 4 今後の捜査方針

押収した捜査資料の分析や被疑者らの取調べ等を通じて、事件の真相解  
明を図る。